

資料4. 海外主要国の PRTR 制度の概要^{*1}

国名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI (有害物質排出目録)	692	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1987
カナダ	NPRI (全国汚染物質排出目録)	306	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1993
豪州	NPI (全国汚染物質目録)	93	製造業等(年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1998
英国	PI ^{*2*3} (汚染目録)	大気への排出 70(66) 水への排出 89(89) 土壤への排出 66(66) 下水道移動 88(89)	製造業等(業種指定。 年間排出量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1991
オランダ	Emission Register ^{*3} (排出登録)	350 以上	環境管理法上の許可が必要とされる施設等。	個別データ及び集計データを公表	1974
EU	E-PRTR (欧洲汚染物質排出移動登録)	91	製造業等(事業活動指定。事業規模及び年間排出量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	2007
日本	PRTR (化学物質排出移動量届出制度)	462 (平成 22 年度以降)	製造業等(業種指定。 従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	2001

(参考)他の OECD 加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方^{*3}(1993 年～ 大気 82 物質、水質 108 物質)、デンマーク^{*3}(1996 年～)、フィンランド^{*3}(1988 年～)、ノルウェー(1992 年～ 55 物質(必須項目))、アイルランド^{*3}(1996 年～)、スウェーデン^{*3}(2001 年～)、イタリア^{*3}(2002 年～)、韓国(1999 年～ 415 物質)、メキシコ(1997 年～ 200 物質)、スロバキア^{*3}(2004 年～)、スイス(2000 年～ 86 物質)、フランス^{*3}(2003 年～ E-PRTR 対象項目及びその関連項目 95 項目、その他の特定項目 34 項目、科学研究開発施設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目 57 項目)

*1 各種資料より作成した。

*2 環境保護制度上の許可を受け、当局の規制を受けている施設における対象物質数。括弧内数字は、当局の規制は受けていないが、E-PRTR の対象となるプロセスを操業している施設における対象物質数。

*3 EU 加盟国は E-PRTR の下で取組を実施している。対象施設は 91 物質の報告義務がある。